

2020 東京オリンピック（体操）事前合宿鯖江市準備委員会規約

（名称）

第1条 本会は、2020 東京オリンピック（体操）事前合宿鯖江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、2020 東京オリンピック（体操）の事前合宿（以下「事前合宿」という。）を鯖江市において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）事前合宿開催に必要な方針および計画の策定に関すること。
- （2）事前合宿開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- （3）事前合宿開催および準備にかかる経費に関すること。
- （4）関係行政機関および関係機関との連絡調整に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、事前合宿開催に必要な準備および運営に関すること。

（構成）

第4条 準備委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（役員）

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 2名以内
- （3）監事 2名以内

2 委員長は、鯖江市長をもって充てる。

3 副委員長および監事は、委員長が指名する。

4 委員長は、準備委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

6 監事は、会計を監査し、準備委員会において報告する。

（参与）

第6条 準備委員会に、参与を置くことができる。

2 参与は、委員長が委嘱し、委員長が必要と認める事項について助言することができる。

（事務局）

第7条 準備委員会の事務を処理するため、鯖江市教育委員会生涯学習・スポーツ課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（経費）

第8条 準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(承継)

第9条 準備委員会は、2020 東京オリンピック（体操）事前合宿鯖江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設立されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぐものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に鯖江市2020 東京オリンピック（体操）事前合宿誘致推進委員会の役員、委員である者は、それぞれ準備委員会の役員、委員に委嘱されたものとみなす。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表

関係機関・団体名	役職名
鯖江市区長会連合会	会長
鯖江市日中友好協会	会長
鯖江商工会議所	会頭
福井丹南農業協同組合	組合長
(一社)鯖江観光協会	会長
(一社)鯖江市スポーツ協会	会長
福井県体操協会	会長
鯖江市体操協会	会長
鯖江市議会	議長
鯖江市	市長
鯖江市	副市長
鯖江市教育委員会	教育長